

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】新型コロナウイルス感染症関係

- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置](#) ……1 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度](#) ……2 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します](#) ……3 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました](#) ……4 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】](#) ……5 北海道労働局
- [道特別支援金について\(1/2、2/2\)【新規】](#) ……6 北海道
- [「新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業」について【新規】](#) ……7 北海道
- [地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助金の公募を開始します【新規】](#) ……8 北海道
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】](#) ……9 北海道
- [国の小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援を継続します【更新】](#) ……10 北海道
- [新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について【更新】](#) ……11 北海道
- [雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について](#) ……12 北海道

【2】販路拡大・海外展開

- [デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信に関する補助金の公募が開始されました\(J-LOD 第5弾\)【新規】](#) ……13 北海道経済産業局
- [海外向けコンテンツ製作に資する資金調達・人材育成に使える補助金の公募を開始しました\(J-LOD 第2弾\)【新規】](#) ……14 北海道経済産業局
- [令和元年度補正予算 共同・協業販路開拓支援補助金の第3回公募を開始しました【新規】](#) ……15 北海道経済産業局
- [令和3年度商業・サービス競争力強化連携支援事業\(新連携支援事業\)の公募を開始しました](#) ……16 北海道経済産業局
- [北海道どさんこプラザ・テスト販売品\(第2四半期分\)の募集について【更新】](#) ……17 北海道
- [道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【更新】](#) ……18 北海道

【3】経営支援・ものづくり

- [令和3年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金の公募を開始します【新規】](#) ……19 北海道経済産業局
- [サービス等生産性向上IT導入支援事業\(IT導入補助金2021\)の公募を開始しました【新規】](#) ……20 北海道経済産業局
- [令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金\(低感染リスク型ビジネス枠\)の公募を開始しました【新規】](#) ……21 北海道経済産業局
- [中小企業等事業再構築促進事業\(事業再構築補助金\)の公募を開始しました【新規】](#) ……22 北海道経済産業局
- [サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の2次公募を開始しました](#) ……23 北海道経済産業局
- [令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金\(一般型・グローバル展開型\)の公募を開始します](#) ……24 北海道経済産業局
- [「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内【新規】](#) ……25 中小企業総合支援センター
- [「地域課題解決型起業支援事業」募集のご案内【新規】](#) ……26 中小企業総合支援センター
- [「小規模企業者等設備貸与事業」について【更新】](#) ……27 中小企業総合支援センター
- [「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について【更新】](#) ……28 中小企業総合支援センター
- [水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業の実施について【新規】](#) ……29 北海道

【4】融資

- [中小企業高度化資金貸付事業のご案内](#) ……30 北海道
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【新規】【1】に掲載](#) ……9 北海道
- [勤労者福祉資金のご案内](#) ……31 北海道

【5】雇用の確保

- [高年齢労働者処遇改善促進助成金について【新規】](#) ……32 北海道労働局
- [人材確保等支援助成金について【更新】](#) ……33 北海道労働局
- [キャリアアップ助成金について【更新】](#) ……34 北海道労働局
- [人材開発支援助成金について【更新】](#) ……35 北海道労働局
- [テレワーク環境整備事業費補助金について【新規】](#) ……36 北海道
- [「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内【新規】](#) ……37 北海道
- [【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内](#) ……38 北海道
- [労働相談窓口のご案内](#) ……39 北海道
- [北海道異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」【新規】](#) ……40 北海道
- [北海道海外人材待機費用緊急補助金【新規】](#) ……41 北海道
- [北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください](#) ……42 北海道
- [北海道短期おしごと情報サイト](#) ……43 北海道

【6】人材育成

- [中小企業大学校旭川校 5月開講講座のご案内【更新】](#) ……44 中小企業大学校旭川校
- [技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】](#) ……47 ポリテクセンター北海道
- [「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】](#) ……48 ポリテクセンター北海道
- [「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内](#) ……49 北海道

【7】各種相談

- [道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載](#) ……18 北海道
- [【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【5】に掲載](#) ……38 北海道
- [労働相談窓口のご案内【5】に掲載](#) ……39 北海道
- [北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて](#) ……50 北海道

【8】その他

- [令和3年度 地域商業機能複合化推進事業\(地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業\)の公募を開始しました【新規】](#) ……51 北海道経済産業局
- [令和2年度 災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金\(令和2年度補正予算\)の募集を開始しました【新規】](#) ……52 北海道経済産業局
- [北海道内で防災・災害備蓄品や資機材等を製造する事業者リストを作成しました【新規】](#) ……53 北海道経済産業局
- [ZEB 普及促進パンフレットを作成しました【新規】](#) ……54 北海道経済産業局
- [北海道最低賃金\(地域\)改正のお知らせ](#) ……55 北海道労働局
- [北海道新エネルギー導入加速化基金活用補助事業等の公募を開始します【更新】](#) ……56 北海道

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

〈更新〉特例措置の適用期間が変更となりました。

詳細は以下を御覧ください。

【URL】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

信用保証制度

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の対象業種の追加指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大 5.6 億円の信用保証を可能としました。

さらに、これらの保証制度について、業歴が短く前年の売上実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても利用できるよう、認定基準の運用を緩和しました。

貸付制度

日本政策金融公庫による貸付においては、セーフティネット貸付の要件を緩和したほか、新規で創設した「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せて活用いただくことで、実質的な無利子・無担保融資を実現しています。

また、マル経融資の金利を引き下げたほか、衛生環境激変対策特別貸付の利用も可能となっています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2562)

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設します**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

受付時間:8:30~17:15(月~金曜日)

※**当面の間、土日祝祭日も受け付けています**

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576 011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を
パンフレットにまとめました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

令和2年3月10日(火)に閣議決定された緊急対応策(第2弾)による資金繰り支援を中心に拡充された支援策情報も含まれています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail:hokkaido-somu@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

一般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主。

●特例の内容

感染拡大防止のため、緊急対応期間中は全ての業種の事業主を対象に雇用調整助成金の特例措置を実施します。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)を対象としました。
- ② 生産指標要件を緩和し1ヶ月5%以上の低下を対象としました。
- ③ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めました。
- ④ 助成率を大幅に引き上げ、中小企業については、4/5へ、大企業については、2/3へ引き上げました。さらに事業主が解雇等を行わず雇用を維持した場合、中小企業については、10/10へ、大企業については3/4へ引き上げました。(一定の要件あり)

※特に業況が厳しい大企業の事業主の方については、全国一律で令和3年1月8日～令和3年4月30日までを含む期間において、大企業は4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)に引き上げております。(一定の要件あり)

●雇用調整助成金の手続きを更に簡素化。

雇用調整助成金の申請手続等の更なる簡素化により、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図りました。(①以外は、すべての事業主に適用されます。)

- ① 小規模事業主(概ね20人以下)については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。また、休業についての申請様式を簡略化しました。※助成額=「実際に支払った休業手当額」×「助成率」
- ② 初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとすることとしました。
- ③ 支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化し、次のように算出できるようになりました。
 - a 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉徴収税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。
 - b 「所定労働日数」の算定方法を簡略化しました。

●雇用調整助成金の上限額の引き上げ

- ① 助成額の上限額の引き上げ

1人当たり日額8,370円を「15,000円」に引き上げました。
- ② 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率の拡充

原則9/10を「一律10/10(100%)」に拡充しました。(一定の要件あり)
- ③ 緊急対応期間の延長

※現在の雇用情勢を鑑み特例措置を令和3年4月末まで延長しております。

※支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に申請する必要がありますので、ご注意願います。

※令和3年5月以降の対応につきましては、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することになります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ:新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

道特別支援金について

～国の一時支援金を受給できなかった道内事業者の皆様へ～

(北海道)

本道では、昨年の秋以降の感染症拡大に再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短に御協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様にも経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設し、4月1日から申請受付を開始いたしました。

要件1

① 時短対象飲食店等
との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等
による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市
以外や昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を
受けた事業者

要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が
対前年同月比50%以上減少

※1：2021年1月、2月又は3月の売上については、前々年同月との比較でも可

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

(例) 2020年4月～12月に創業した方など

給付額

中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円

申請受付期

2021年4月1日～8月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8:45～17:30

(4月29日までは土日祝も受付、以後は平日のみ)

国の一時支援金をご存じですか？

国では、「緊急事態宣言の緩和に係る一時支援金」として中小法人60万円、個人事業者30万円を上限に給付されるものです。今一度該当するかどうかご確認ください。

● 国の一時支援金事務局にご相談。お問い合わせください。

・ホームページ：<http://ichijishienkingo.jp>

・TEL：0120-211-240 (IP電話等からの相談：03-6629-0479)

道特別支援金との併用はできません

専門家派遣のご案内【新規】
(新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業)

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

◆事業概要等

概要

【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに対して、専門家を2回程度派遣します。

【派遣内容】

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金などに関するアドバイスを行います。

【派遣専門家】

中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、店舗コンサル、社会保険労務士等を派遣します。

申込方法

以下の方法で申込みください。内容を確認後、担当者から折り返し連絡します。

①Web申込み

<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

②FAX申込み

011-231-1388

③電話申込み

0800-800-2551 (フリーダイヤル)

◆専門家派遣に関する専用窓口

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター

事務局：札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階

受付時間：9:00～17:00 (月～金曜日)

TEL：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

FAX：011-231-1388

E-mail：corona@shindan-hkd.org

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専用窓口へ直接訪問することはお控えください。

地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助金の公募を開始します【新規】

(北海道)

道では、地域の商工団体等が実施する感染症対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動等の取組を支援する事業の公募を5月6日(木)から開始します。

◆事業概要

- 【事業主体】 ① 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織
- ・構成員数・会員数10者以上(申請日時点)
 - ・構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者(申請日時点)
 - ・参加構成員は同一の市町村内の事業者等で構成すること
- ※組織内の青年部、婦人部等は対象外とします
- ② その他法人化されていない上記①に類する組織
- (①の要件に加え)
- ・設立して1年以上経過していること(申請日時点)
 - ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること

【事業内容】 事業主体が行う感染拡大防止及び販売促進に係る取組に対して支援します。

- ◀例▶・感染予防:マスク・消毒液・清掃器具等の消耗品、体温計等の購入 等
- ・販売促進:販促チラシ・ポスター作成、感染対策を万全にしたイベント開催 等

【補助内容】

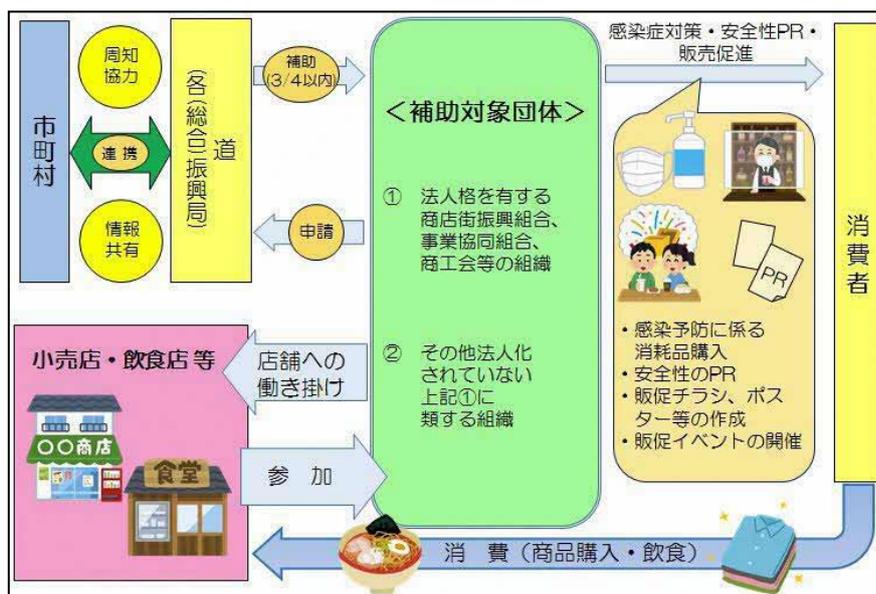
- ・補助率:3/4以内
- ※補助申請総額が予算額を上回る場合は、補助率を調整し交付決定します。
- ・補助上限:1団体当たり100万円
- ・事業実施期間:令和3年(2021年)7月1日(木)～令和4年(2022年)1月31日(月)

【募集時期】 令和3年(2021年)5月6日(木)～6月30日(水) ※(総合)振興局必着

申請書等の申請に必要な様式は下記中小企業課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r3with.htm>

◆事業のイメージ



◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局 中小企業課 商業振興係 (TEL:011-204-5341)
各総合振興局・振興局産業振興部 商工労働観光課

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金		
	経営環境変化対応貸付【認定企業】 (長期資金)	新型コロナウイルス感染症緊急貸付 (短期資金)	
融資対象	①セーフティネット保証4号または5号の対象となる「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等 ②危機関連保証の対象となる「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等 ③最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等	①最近1か月間の売上高等が、前年又は前々年同期比で5%以上減少している中小企業者等 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高等が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高等と比べ5%以上減少している中小企業者等 ③危機関連保証の対象となる「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等	
資金用途	運転資金 又は 設備資金 (保証付き道制度融資からの借換が可能)	運転資金 (保証付き道制度融資からの借換が可能)	
融資金額	2億円以内	8,000万円以内	
融資期間	1年超10年以内(うち据置3年以内)	1年以内	
融資利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可)	1.0%	
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。		
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。		
	【保証料率】		
	保証種別	認定企業(長期資金)	緊急貸付(短期資金)
	危機関連保証	★0.68~0.70%	★0.68~0.70%
	セーフティネット保証4号	★0.58~0.60%	★0.58~0.60%
セーフティネット保証5号	★0.58~0.60%	★0.58~0.60%	
一般保証	0.45~1.90%	★0.40~1.71%	
★:北海道信用保証協会による保証料率の割引が適用されています			
取扱期間	令和3年(2021年)5月31日まで	令和3年(2021年)5月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合		

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

国の小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援を継続します【更新】

～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業～

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、道が1/12を上乗せ支援することにより、事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

道への申請受付は令和3年2月26日で終了しましたが、関係書類が整わず申請できなかった方々に対して、4月からも申請を受け付けます。

◆道の上乗せ支援の対象となる小規模事業者持続化補助金

令和2年(2020年)に申請した次の2種類が対象です(これから申請する場合は非対象です)。なお、事業再開枠分については補助対象外です。

小規模事業者持続化補助金の種類	令和元年度補正予算 ＜一般型＞	令和2年度補正予算 ＜コロナ特別対応型＞
道の上乗せ支援の対象となる事業者	第1回(令和2年3月31日締切)及び第2回(同年6月5日締切)分に採択され、「新型コロナウイルス感染症加点の付与」を希望した事業者 ※第3回分以降の採択事業者は、補助対象外です	第1回(令和2年5月15日締切)から第5回(同年12月10日締切)分までに採択され、「類型A:サプライチェーンの毀損への対応」の取組のみを行った事業者 ※類型B、Cの取組を行った採択事業者は、補助対象外です
小規模事業者持続化補助金の補助率(上限額)	2/3(50万円)	2/3(100万円)

+

+

道の上乗せ支援の補助率(上限額)	1/12(6万2,500円)	1/12(12万5,000円)
------------------	----------------	-----------------



事業者の自己負担	1/4	1/4
----------	-----	-----

◆道への申請の流れ

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定・精算払請求書の提出後に、道へ申請いただくものです。

<p>小規模事業者持続化補助金の手続き</p> <p>①国への申請、事業採択・着手 ②事業完了、実績報告書提出 ③補助金確定通知書受領 ④精算払請求書提出</p>
--



<p>道の上乗せ支援(補助金)の手続き</p> <p>⑤道への申請 ⑥交付(入金) ※下記の当該締切日から約1か月後を予定</p>
--

◆申請スケジュール **4月1日から申請を受け付けます**

毎月末の締切日毎に取りまとめ、審査を経て、道の上乗せ支援の交付決定及び額の確定を行います。なお、郵送物の追跡ができ、かつ配達時に受け取り確認ができる方法でお送りください。

第1回: 令和3年4月30日(金)	第5回: 令和3年8月31日(火)	第9回: 令和3年12月28日(火)
第2回: " 5月31日(月)	第6回: " 9月30日(木)	第10回: 令和4年1月31日(月)
第3回: " 6月30日(水)	第7回: " 10月29日(金)	第11回: " 2月28日(月)
第4回: " 7月30日(金)	第8回: " 11月30日(火)	※最終申請締切日(当日消印有効)

◆問い合わせ・申請先

道補助金交付要綱や申請様式など、詳細は北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.htm

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL: 011-231-4111 (内線 26-218)

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について【更新】

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しています。

◆ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

◆注意事項

- ①当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。
- ②支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染症予防のため、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

◆URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について

(北海道)

道では、道内の企業・個人事業主が速やかに雇用調整助成金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、雇用調整助成金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスをし、事業者の申請をサポートしています。

◆サポート窓口

設置場所	住 所	連 絡 先
本庁経済部雇用労政課 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁9階	011-204-5353 011-204-5354
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-204-5827
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0061
後志総合振興局商工労働観光課 小樽商工労働事務所	倶知安町北 1 条東 2 丁目 小樽市富岡 1 丁目 14-13	0136-23-1362 0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通 56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原 4 丁目 6 16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6829

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金 : 祝日除く)

◆注意事項

- ①当該窓口は、雇用調整助成金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、助成金の申請を代行するものではありません。
- ②助成金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信に関する補助金の公募が開始されました（J-LOD 第5弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につながるるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第5弾となる今回の事業では、デジタル配信を念頭に置いたストーリー性のある映像の制作・発信を支援します。

◆対象事業／補助率・上限額

以下の全ての要件を満たした事業

- 主としてデジタル配信※を行う映像の制作であること
※動画配信プラットフォーム、SNS、クラウドファンディング等でのコンテンツ配信を指し、上映・テレビ放映のみを行う事業は対象外。
- ブランディングを目的として、事業者の姿勢や理念に対する共感を呼ぶストーリー性のある映像を新たに制作する事業であること
- 完成した映像を発信し、その効果を測定すること

【補助率】対象経費の1/2

【補助上限額】1社につき1,000万円

◆補助対象コンテンツ

映像

- デジタル配信に適した長さのもの（推奨1～3分、最長15分）
- ジャンル不問（ドキュメンタリー、アニメーション含む）

◆補助対象経費

- 制作に関する費用：脚本費、制作スタッフ人件費、撮影機材費、ローカライズ費 等
- 発信に関する費用※：動画広告配信の媒体費（テレビCMは対象外）
- 効果検証に関する費用※：効果測定費

※については対象経費の15%以内

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）もしくは地方自治法で定められた地方公共団体（都道府県・指定都市等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法、問い合わせ先

公募要項、応募手続き等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr2/>

公募締切：原則、毎月最終営業日

海外向けコンテンツ製作に資する資金調達・人材育成に使える補助金の公募を開始しました（J-LOD 第2弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につながるるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第2弾となる今回の事業では、海外向けコンテンツ製作に資する資金調達・人材育成を支援します。

◆対象事業／補助率・上限額

(1) 本格的制作に必要な資金調達やパートナー獲得等のためのピッチ映像制作等への支援

※「マーケティング調査に基づくデータ等を用いて事業計画を行う事業者」は、特例として補助率を増加

【補助率】対象経費の1/2（特例の場合：2/3）

【上限額】1案件につき1,500万円、1社につき3,000万円

（特例の場合：1案件につき2,000万円、1社につき4,000万円）

(2) 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達やパートナー獲得等に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援

【補助率】対象経費の2/3

【上限額】1案件につき1,000万円、1社につき2,000万円

◆補助対象コンテンツ

映像（番組・映画・アニメ）、ゲーム（家庭用ゲーム・モバイルゲーム等）、その他（審査委員会で特別に認められたもの）

◆補助対象経費

海外展開を行う際の制作に関する費用、海外でのピッチング等に関する費用

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法、問い合わせ先

公募要項、応募手続き等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr2/>

公募締切：原則、毎月最終営業日

令和元年度補正予算 共同・協業販路開拓支援補助金の第3回公募を開始しました【新規】
(北海道経済産業局)

全国商工会連合会では、中小企業・小規模事業者支援団体等が行う、展示会・商談会・催事販売の開催、継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みの構築等を支援する、共同・協業販路開拓支援補助金の第3回公募を開始しました。

◆**実施機関**

商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、地域の中小企業・小規模事業者の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

◆**補助対象事業**

展示会・商談会型

支援する企業の商品・サービスまたは価値を、商談目的のための展示・宣伝を行うことによって、新たな取引先を増加させる取組。

催事販売型

支援する企業の商品・サービスの物販会や即売会を主催または他者が主催する物販会や即売会に出展することにより、売上高増加を支援する取組。

マーケティング拠点型

支援する企業の商品・サービスの想定ターゲットが申請時点で明確化されており、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

補助上限額・補助率

【補助上限額】5,000万円以内

【補助率】経費区分毎に定額または2/3以内

◆**応募方法**

申請書、応募方法等、事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.shokokai.or.jp/kyodokyogyo/>

公募締切:2021年5月21日(金)17:00(必着)

◆**問い合わせ先**

全国商工会連合会 共同・協業販路開拓支援補助金事務局

E-mail:shijo@shokokai.or.jp

令和3年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）の 公募を開始しました

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業者が産学官や、異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化につながる取組を支援する事業の公募を開始しました。

◆事業概要

対象事業

- 新事業活動によって、市場において事業を成立させること
- 新商品及び新役務等に係る需要が相当程度開拓されるものであり、具体的な販売活動が計画されているなど、事業として成り立つ蓋然性が高く、その後も継続的に事業として成立する事業

対象者

中小企業者を中心とした連携体

補助事業期間・補助金額・補助率

事業類型で補助上限額、補助事業期間は同じですが、補助率が異なります。詳細は公募要領をご覧ください。

【補助対象期間】2年度

【補助上限額】初年度 3,000万円以内

※2年度目は、原則として初年度の補助金交付決定額と同額が上限となります。

【補助率】IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術活用型：補助対象経費の2/3以内

一般型：補助対象経費の1/2以内

◆事業概要

公募要領等は以下のウェブサイトからダウンロードしてください。

【URL】<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2021/210305shinpou.html>

公募締切：2021年4月27日(火)17:00

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

TEL：011-709-2311(内線：2578)

E-mail：hokkaido-keieishien@meti.go.jp

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第2四半期分）の募集について【更新】

（北海道）

どさんこプラザ・テスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

令和3年4月1日から5月20日まで、令和3年7月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

◆募集期間

4月1日(木)から5月20日(木)まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 マーケティング係 (TEL:011-204-5766)

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【更新】

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

令和3年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金の公募を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業支援センター・大学・金融機関等が中小企業等に対して行う、知財活用促進のための支援施策の拡充や、地域における先導的な仕組みづくり等を支援する補助金の公募を開始します。

本事業は、中小企業等への支援施策を充実させる取組又は知的財産支援の先導的な取組に対する経費を補助し、知的財産の保護・活用を促進することを目的としています。

◆補助対象者

次の条件を満たす産業支援機関とします。

コンソーシアム形式による応募も認めますが、その場合は幹事法人(申請者)を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。

また、幹事法人が業務の全てを他の法人に委託することはできません。なお、幹事法人にのみ交付決定を行います。

- 日本に拠点を有し、法人格(内国法人格)を有していること。
- 事業の管理運営について責任をもって実施する事業者であること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員、能力等を有していること。
- 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

◆補助対象事業

中小企業支援発展型事業(申請区分 A)

中小企業等の知的財産活用を促進するために、産業支援機関が有する中小企業等支援施策を拡充させる事業。

【補助率】補助対象経費の1/2以内

【補助上限額】500万円

中小企業支援定着型事業(申請区分 B)

中小企業等の知的財産活用を促進するための先導的な仕組みづくり等を重視した支援事業を地域に定着させる事業。

【補助率】定額

【補助上限額】1,000万円

◆公募要領等

公募要領、関連書類等は、以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20210408/index.htm>

公募締切:2021年5月7日(金)17:00 必着

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-chizai@meti.go.jp

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 (IT 導入補助金 2021) の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会(事業事務局)では、生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助する IT 導入支援事業(IT 導入補助金 2021)の公募を開始しました。

このたび、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、業務の非対面化に取り組む事業者による IT 導入等を支援する「低感染リスク型ビジネスモデル枠(特別枠)」を設けました。

◆事業概要

【対象事業者】

国内で事業を行う中小企業、小規模事業者等(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

【対象事業】

事務局に登録された IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業(クラウド利用費や専門家経費等を含む)

※特別枠には、上記且つ、非対面化に資する IT ツールとその活用に必要なハードウェア(レンタル品)の導入に取り組む事業

※遡及申請について(特別枠のみ)

公募開始前であっても遡及申請可能期間(2021 年 1 月 8 日(金)以降)中に IT ツール導入についての契約を実施し、その後、補助対象事業者による交付申請までの間に当該 IT ツールとそれを提供する IT 導入支援事業者が事務局に登録された場合、補助対象事業となる。なお、交付決定を確約するものではない。

【申請類型及び補助率・補助額】

IT ツールは、ソフトウェア・オプション・役務に分類され、導入するソフトウェアが保有するプロセス(機能)の数等により申請類型を分類

<通常枠>

【A 類型】補助率:1/2 以内、補助額:30~150 万円未満、業務プロセス数:1 以上

【B 類型】補助率:1/2 以内、補助額:150~450 万円、業務プロセス数:4 以上

<特別枠>※非対面化に資する IT ツールであることが必要

【C 類型(低感染リスク型ビジネス類型)】異なるプロセス間で連携を行うことで、業務を非対面化する IT ツール

補助率:2/3 以内、補助額:30~450 万円、業務プロセス数:2 以上

【D 類型(テレワーク対応類型)】テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型の IT ツール

補助率:2/3 以内、補助額:30~150 万円、業務プロセス数:2 以上

※類型区分により、一部事業者については、事業計画期間(3 年)内に「給与支給総額が年率平均 1.5%以上増加」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30 円以上」を満たすことが申請要件となります。

※いずれか 1 つの類型で交付決定を受けた事業者は、IT 導入補助金 2021 において、再度申請を行うことはできません。

◆応募・申請方法

公募要領・申請等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆問い合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-666-424 ※通話料がかかります

IP 電話等からのお問い合わせ先:042-303-9749

令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）
の公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

全国商工会連合会では、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少にかかる前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援する、小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の公募を開始しました。

◆募集内容

【対象者】小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

【補助率】補助対象経費の3/4以内

※低感染リスク型ビジネス枠では、2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払い・使用が行われた経費について遡及適用が可能です。

【補助上限額】100万円

◆公募スケジュール

通年で公募を受け付けており、各回で審査・採択を行います。

受付締切（各回当日 17:00 まで）

【第1回】2021年5月12日（水）

【第2回】2021年7月7日（水）

【第3回】2021年9月8日（水）

【第4回】2021年11月10日（水）

【第5回】2022年1月12日（水）

【第6回】2022年3月9日（水）

◆公募要領・申請要件

詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.low-risk-jizokuka.jp/>

◆申請方法

申請書類の提出は、「jGrants」（電子申請システム）上で受け付けます。

※電子申請にあたっては、G Biz ID の取得が必要です。取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」へ郵送してください。審査に3週間以上を要しますので、余裕をもって準備願います。

jGrants（J グランツ）：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

gBizID（G Biz ID）：<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

◆問い合わせ先

個別のお問い合わせにつきましては、補助金事務局が4月中に開設する予定のコールセンターで対応させていただきますが、開設されるまでの間は、独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンターにお問い合わせください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンター

TEL: 03-6837-5929（受付時間: 9:00～18:00、土日祝日除く）

中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省では、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する事業再構築補助金の公募を開始しました。

◆制度の概要

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等。

（主要申請要件）

- 申請前の直近 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している中小企業等。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加の達成。

補助額・補助率

<中小企業>

【通常枠】補助額:100万円～6,000万円 補助率:2/3

【卒業枠】補助額:6,000万円超～1億円 補助率:2/3

<中堅企業>

【通常枠】補助額:100万円～8,000万円 補助率:1/2(4,000万円超は1/3)

【グローバルV字回復枠】補助額:8,000万円超～1億円 補助率:1/2

<緊急事態宣言特別枠>

通常枠の申請要件を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、2021年1～3月のいずれかの月の売上高が、対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者が対象となります。

※要件に合致すれば地域や業種は問いません。

※採択件数には限りがありますが、不採択となった場合も通常枠で再審査します。

補助額:従業員数5人以下:100万円～500万円、従業員数6～20人:100万円～1,000万円

従業員数21人以上:100万円～1,500万円

補助率:中小企業 3/4、中堅企業 2/3

◆制度概要・事業再構築指針

事業制度の概要及び事業再構築指針等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

第1回応募締切:2021年4月30日(金)18:00 ※さらに4回程度の公募を予定

◆公募要領等

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://jigyousaikouchiku.jp/>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

TEL:011-709-2311(内線:2577) E-mail:hokkaido-keieishien@meti.go.jp

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の2次公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内の生産拠点等の整備を進める事業者を支援する事業費補助金の2次公募を開始しました。

◆公募概要

【補助対象事業】

A 類型:生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給断絶リスク解消のための生産拠点整備に係る事業

B 類型:感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業

中小企業特例:A 類型に該当する製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業

【対象事業者】

大企業、中小企業等(中小企業特例は中小企業等)

※資本金が5億円以上の法人に100%株式を保有される中小企業者や、直近過去3年分の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等は大企業として扱う

【補助上限額】

100億円(中小企業特例は5億円)

【補助率】

大企業:1/2以内~1/4以内

中小企業等:2/3以内~1/4以内

※補助対象経費の額に応じて段階的に低減する(中小企業特例は、2/3以内。段階的低減なし)

【事業期間】

原則3年間(大規模案件は4年間)

【補助対象施設】

工場又は物流施設

【補助対象経費】

建物取得費、設備費、システム購入費

◆申請方法・公募要領

本公募は、補助金電子申請システム「jGrants(J グランツ)」にて応募を受け付けます。

申請方法・公募要領は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x0000010KVoEAO>

申込締切:2021年5月7日(金)12:00

◆問い合わせ先

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX 日本橋313ビル5階

みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部

TEL:03-6825-5476

E-mail:kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp

令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
(一般型・グローバル展開型)の公募を開始します

(北海道経済産業局)

全国中小企業団体中央会は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する、ものづくり補助金の公募を開始しました。

◆募集内容

【対象者】中小企業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

【補助率】補助対象経費の2分の1又は3分の2以内

【補助上限額】一般型:1,000万円

グローバル展開型:3,000万円

【補助要件】以下を満たす3~5年以内の事業計画の策定および実行

- 付加価値額 +3%以上/年
- 給与支給総額 +1.5%以上/年
- 事業場内最低賃金 \geq 地域別最低賃金+30円

◆公募スケジュール

通年で公募を実施しており、現在は6次締切分を公募しています。

6次締切分公募締切:2021年5月13日(木)17:00

◆公募要領

申請は電子申請となっています。

公募要領、申請書様式等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

ものづくり補助金サポートセンター

TEL:050-8880-4053

「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 募集期間

令和3年4月1日(木)～5月21日(金) [17時必着]

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ

TEL:011-232-2403 E-mail:info@hsc.or.jp

◆ ホームページ

https://www.hsc.or.jp/news/2021fund_1st/

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

事業名	対象者	事業概要	助成限度額	助成率
創業促進支援事業	道内の創業者(※1)	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。	100万円	1/2以内
地域資源活用型 事業化実現事業	道内の中小企業者等 農商工等連携事業計画 認定事業者※2	道内の地域資源(※3)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。	150万円	
製品開発チャレンジ 支援事業	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。	50万円	

※1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は令和2年4月以降に創業した中小企業者をいいます。

※2「農商工等連携事業計画認定事業者」とは、農商工等連携事業計画について国から認定を受けている事業者(計画期間内の事業者に限る。)

※3「地域資源」とは、次のいずれかに該当するものです。

地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

「地域課題解決型起業支援事業」募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

道内の地域課題を解決するための起業に要する経費の一部を起業支援金として補助するとともに、事業の実現性を高めるため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが事業の立ち上げに当たり、伴走支援を行います。

◆募集期間

令和3年4月5日(月)～令和3年5月21日(金)(17時必着)

◆問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援 G

TEL:011-232-2403 E-mail:info@hsc.or.jp

◆ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/consul/regional-entre/>

◆対象者

次のいずれにも該当する中小企業者等とします。

(1)事業を営んでいない個人(※1)であって、起業支援金の支援対象者の募集を開始した日(令和3年4月5日)から、令和3年12月31日までに、北海道内で個人事業の開業届出をした者、中小企業者である株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、又は企業組合(※2)若しくは特定非営利法人の設立を行い、その代表者となる者。

※1 交付申請日時点で、開業届を提出している者または法人や組合等の代表者である者は対象外です(ただし、令和3年4月5日以降に開業届を提出した者及び法人や組合などの代表者になった者を除きます)。また、休業中の場合も対象外です。

※2 企業組合の場合は、組合員のいずれもが事業を営んでいない個人とします。

(2)北海道内に居住していること、又は補助事業期間完了日までに北海道内に居住することを予定していること。等

◆対象となる事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1)北海道が地域再生計画において定める分野において、地域の課題の解決に資する次に掲げる事項の全てに該当する社会的事業であり、新たに起業する事業であること。ただし、第一次産業(農業・林業及び水産業)に分類される事業を除く。

ア 本道の地域社会が抱える課題の解決に資すること。

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。

ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。

(2)北海道内で実施する事業であること。等

◆起業支援金対象経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費

◆起業支援金交付限度額

200万円(補助率 1/2 以内)

◆伴走支援

起業支援金交付対象事業者には、センターが伴走支援を行います。

「小規模企業者等設備貸与事業」について【更新】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 ① (借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②(利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③(株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦 リース	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内) 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
		利率	割賦
	リース		(月額リース料率)0.998%~2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
		リース	毎月払い
保証金	割賦	貸与金額の 5%	
	リース	なし	
連帯保証人	道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

(※)貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F
(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について【更新】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	<p>■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合</p> <p>■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター</p>
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 ^{*1} (法人)
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2023年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2033年3月31日

^{*1} 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

◆主な投資対象要件

要件1	<p>(a)親族後の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継)</p> <p>(b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継)</p> <p>※親族を除く。</p> <p>※既に代表者が交付済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。</p>
要件2	<p>(1)道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること</p> <p>(2)後継者の意欲はあっても、株式の買取資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと</p> <p>(3)事業承継計画の提出があること</p> <p>(4)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと</p> <p>(5)最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>(6)直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと</p> <p>※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。</p>

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業の実施について【新規】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症や近年の主要魚種の不漁による影響を受け、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営体質強化のため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

◆事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること。
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売(取付工事等を含む)等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和3年4月12日から令和4年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちら → http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r3_suisan_kakou.pdf

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当:経営支援部 佐々木(貢)、小山、若狭

TEL	011-232-2402(直通)
FAX	011-232-2011
URL	https://www.hsc.or.jp
E-mail	keieishien@hsc.or.jp

中小企業高度化資金貸付事業のご案内

(北海道)

中小企業者の方で組織される事業協同組合などが、高度化事業(共同施設の設置、工場・店舗の集団化、街ぐるみで商店街を改造する事業など)を実施する場合に、施設の設置資金を北海道が長期・低利で直接、お貸します。

◆制度の概要

貸付対象者	原則として、中小企業者で組織される事業協同組合等(事業の種類毎に規定)。 ※過去に集団化事業及び集積区域整備事業を実施した組合等におけるリニューアル事業(新設、増改築、老朽化の解消、空き区画の整備など)の場合は1社から利用が可能です。
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸付期間	最長20年以内(うち据置期間3年以内)
貸付利率	0.35%(令和2年度(2020年度)貸付決定分適用利率。利率は毎年見直し) 貸付期間中は固定
貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%まで
担保・保証	貸付に当たっては物的担保・連帯保証人等を必要とします。
貸付手続き	高度化事業を実施しようとする年度の前々年度の12月28日までに実施計画書を作成し、北海道知事あてに提出していただいた上で、前年度に事業計画について診断を受けていただく必要があります。 また、貸付金交付前には支出検査、交付後には完了検査などが実施されます。

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページもご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課高度化資金係(TEL 011-204-5345)

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。		① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、2021年9月末の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

高年齢労働者処遇改善促進助成金について【新設】

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

◆主な支給要件

- ・賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額(A)が増額改定前6ヶ月間の受給総額(B)と比較して95%以上減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

◆支給額

令和3年度、4年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $4/5$ (中小企業以外は $2/3$)を乗じた額

令和5年度、6年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$)を乗じた額

◆支給申請回数

最大4回(6ヶ月×4回)

◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)
TEL:011-788-9132

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html

人材確保等支援助成金について【更新】

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和3年4月1日改正)。

コースの種類と概要		助成額
雇用管理制度助成コース	雇用管理制度の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 57万円(生産性要件を満たした場合、72万円)
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の合計額(税込)の20% (生産性要件を満たした場合、35%) ※上限 150万円
中小企業団体助成コース	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業数500以上) 上限 1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円
人事評価改善等助成コース	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 80万円(生産性要件を満たすとともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給)
外国人労働者就業環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就業環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の1/2 (生産性要件を満たした場合、2/3) ※上限 57万円(生産性要件を満たした場合、72万円)

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html
- ・外国人就業環境整備助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

キャリアアップ助成金について【更新】

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(令和3年4月1日改正)

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	① 有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期: 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規: 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	重度障害者等を ① 有期→正規: 120万円(90万円) ② 有期→無期: 60万円(45万円) ③ 無期→正規: 60万円(45万円) 上記以外の障害者を ④ 有期→正規: 90万円(67万5,000円) ⑤ 有期→無期: 45万円(33万円) ⑥ 無期→正規: 45万円(33万円) 最初の6か月を1期、次の6か月を2期とし、2期分の支給総額を表示
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合又は法定外の健康診断制度を新たに設け、延べ4人以上実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合(1事業所当たり)	19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) ※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の助成額を加算 2%以上 3%未満:19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>) 3%以上 5%未満:29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満:47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満:66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満:94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上 :13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長:22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満: 45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満: 90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満:13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満:18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さつぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

人材開発支援助成金について【更新】

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる 訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：()内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合 (※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	●労働生産性の向上に直結する訓練 ●若年労働者への訓練 ●技能承継等の訓練 ●グローバル人材育成の訓練 ●雇用型訓練 (※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%】(※2) 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%】(※2) 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	●他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練 コース (※3)	事業主	●一般職業訓練 ●有期実習型訓練 ●中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇 付与コース	事業主	●有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円
		●有給・無給の長期教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇実績が生じた場合に助成	経費助成<定額>:20万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 6,000円/日・人	経費助成<定額>:24万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 7,200円/日・人

※1 ①特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）

②認定実習併用職業訓練

※2 ①雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

②セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 非正規雇用労働者が対象。

※4 一人当たり（訓練時間数に応じた上限額あり）。なお、中小企業等担い手育成訓練は経費助成の対象となりません。

※5 生産性要件に該当する場合は、別途支給申請が必要となります。

上記助成金の詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

テレワーク環境整備事業費補助金について

(北海道)

道では、テレワークの普及・定着のため、厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」に上乗せ補助を実施します。

◆事業内容等 (詳細は、追って公表します。)

区 分	内 容
補助率	20%
上限額	65万円
対象者	厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」に採択された事業者

(厚生労働省 人材確保等支援助成金 (テレワークコース) の概要)

区 分	内 容	
目 的	良質なテレワークの新規導入・実施による、労働者の人材確保や雇用管理改善等の推進	
対象者	新たにテレワークを導入する中小企業者	
対象経費	①テレワークシステム等の導入	
	②労務管理担当者、労働者に対する研修	
	③外部専門家によるコンサルティング	
	④就業規則等の作成・変更	
助成額・要件	通常	助成率:30% 上限額:100万円 ○以下のどちらかに該当 ・計画期間(3ヶ月)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施 ・計画期間(3ヶ月)の対象労働者のテレワーク実施回数が週平均1回以上
	加算	助成率:20%(※35%) 上限額:100万円 ※一定の目標を達成した場合 ○以下の両方を満たした場合に加算(令和4年度支給) ・計画期間後1年間の離職率≤計画提出前1年間離職率 ・計画提出後1年間の離職率が30%以下

注) 詳細は、厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html) でご確認ください。

◆申込方法等

追って公表します。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

◆支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16ヶ所)〕

- ・ 経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・ 各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・ 後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆4~5月の事業所向けセミナーの予定はありません。

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 労働相談ホットラインでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の方や労働者の方の相談にも応じております。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

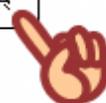
■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



北海道異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、離職者及び企業に支援金を支給することにより早期の就職を促進するとともに、道内企業の人材確保を支援します。



主な支給要件

北海道内の事業所に、令和3年3月1日から令和3年11月30日までに、下記の対象職種の業務に主に従事する正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内に予備審査依頼を提出し、3ヶ月以上勤務した者。

対象となる職種

- 農林漁業の職業 ●建設・採掘の職業
- 建築・土木・測量技術者 ●医療技術者
- 社会福祉の専門的職業 ●介護サービスの職業
- 保健医療サービスの職業
- 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 機械整備・修理の職業 ●自動車運転の職業
- 調理人 ●警備員 ●水産物加工工 ●建設機械運転工

※対象は「職種」ですので、建設会社や介護施設への就職であっても、事務の職種に主に従事する場合は対象外です。

予備審査依頼受付期間

令和3年4月1日 ⇒ 令和3年12月30日

※ただし雇用から1ヶ月以内(消印有効)

※令和3年11月30日までに正社員等として雇用される必要があります。

①求職者への奨励金 (様式1)

- コロナ禍により離職し、違う職種から対象職種へ就職した方を対象に、**30万円**を支給します(申請は1回限り)。
- 求職者が転居を要した場合は、**20万円**を上限として転居費用の実費を支給します。

②企業への受入奨励金 (様式2)

- 上記の方を雇用した企業等に対し、雇用1名につき**30万円**を支給します。(新卒の方は対象外)

主な要件 ①、②共通

- ・正社員等として雇用され3ヶ月以上勤務
- ・就職前1年間、同職種に従事していない

(予備審査依頼 提出期限例)

4月1日雇用 →5月1日消印有効

5月31日雇用 →6月30日消印有効

※「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約により雇用され、かつ、一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間と同じである労働者のこと。

※ 試用期間がある場合、試用期間も含めて1年以上の労働契約であること。1年未満の試用期間のみの労働契約は対象外。

お問い合わせ先

今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター

受付時間:月~金(10:30~19:00)、土(10:00~17:00)

TEL:050-3629-4176

※日曜・祝日・年末年始や上記時間外はメールで受付し、後日回答致します

E-mail:challenge_contact@cc-hokkaido.jp

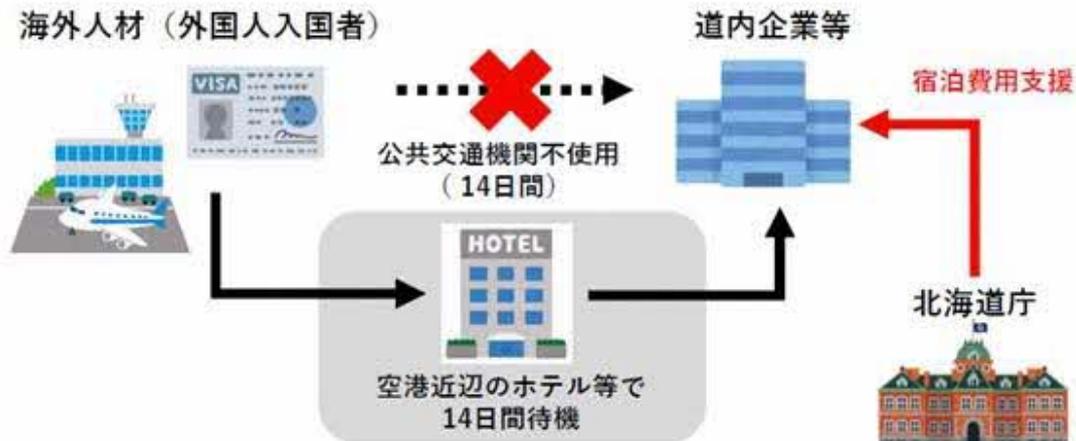
★詳細は特設サイトをご覧ください



北海道海外人材待機費用緊急補助金【新規】

(北海道)

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策(14日間の公共交通機関不使用)に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



補助対象者

道内企業等

道内に所在する事業所において、海外人材 (R3.4.1以降に待機終了した右記の就労可能な在留資格を持つ外国人) を雇用する法人又は個人

【対象在留資格】

- ①技能実習
- ②特定技能
- ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動 (インターンシップ、EPA等) の内、「特定技能14業種」で就労するもの

補助対象経費・補助率・補助額

水際対策対応のために道内企業等が負担した宿泊費 (実費)

10/10
以内

1人1万円/泊 (上限)
×15泊 (上限)

申請に必要な書類等

- (1) 在留資格及び入国日を証する書類
- (2) 道内に所在する事業所で雇用した海外人材であることを証する書類
- (3) 補助対象経費の領収書 (利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの)
- (4) 振込先口座の通帳の写し

◆問い合わせ先

コールセンター TEL:011-251-5803

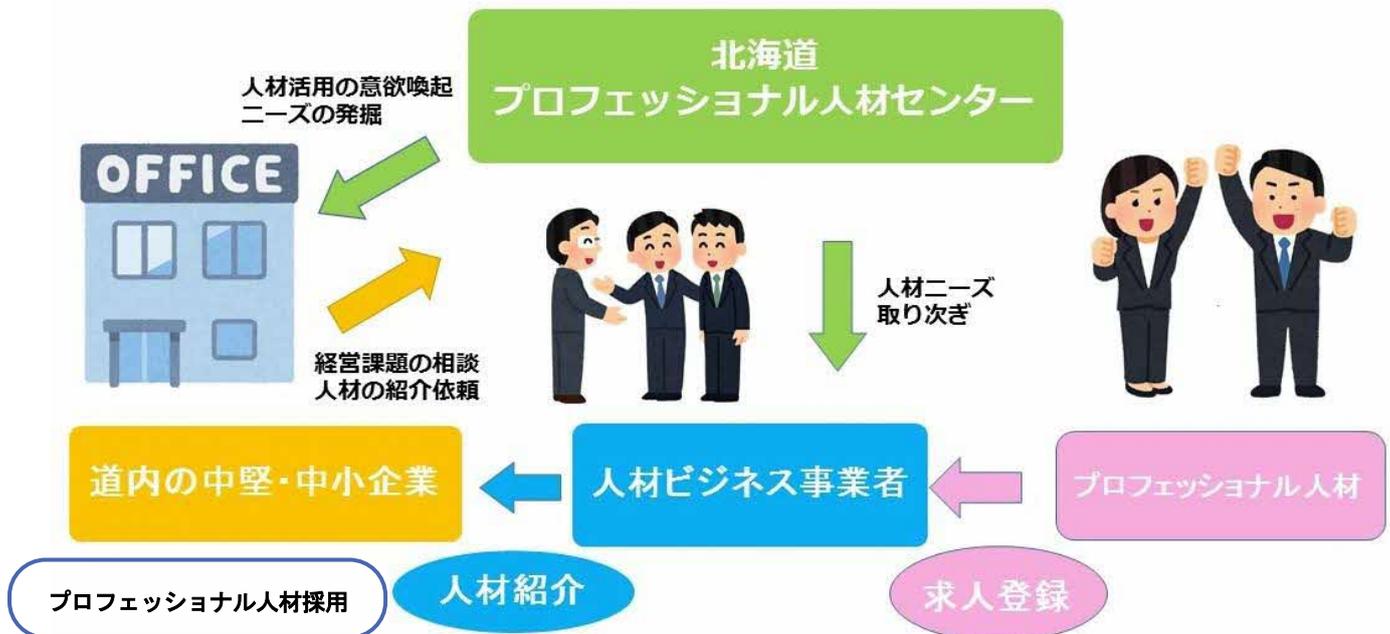


詳細は特設サイトをご覧ください。

北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください

(北海道)

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性向上などをリードするプロフェッショナル人材の活用をご提案し、採用をサポートします。



◆ プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいいます。

- 経営人材・経営サポート人材(企業経営経験者、事業部管理等のマネジメント経験者等)
- 新規事業・販路開拓人材(営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業でのマネジメント経験者等)
- 生産性向上人材(生産管理責任者・工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等)
- 副業・兼業人材(都市部企業などで働いているフリーランスも含めた専門性のある人材)

◆ 企業の成長実現に向け、新たな人材及び副業・兼業人材の活用を検討しているときは北海道プロフェッショナル人材センターにお気軽にご相談ください。

経営者を支える人材が欲しい

新製品・新技術の開発力を高めたい

ピンポイントで専門性のある人材を活用したい

ECサイトをリニューアルできる人材を短期間活用したい

海外進出に向けた責任者が欲しい

◆ 問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀別館ビル7階

TEL:011-233-1428 FAX:011-207-5220

WEB: <https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>



北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

◆北海道短期おしごと情報サイト

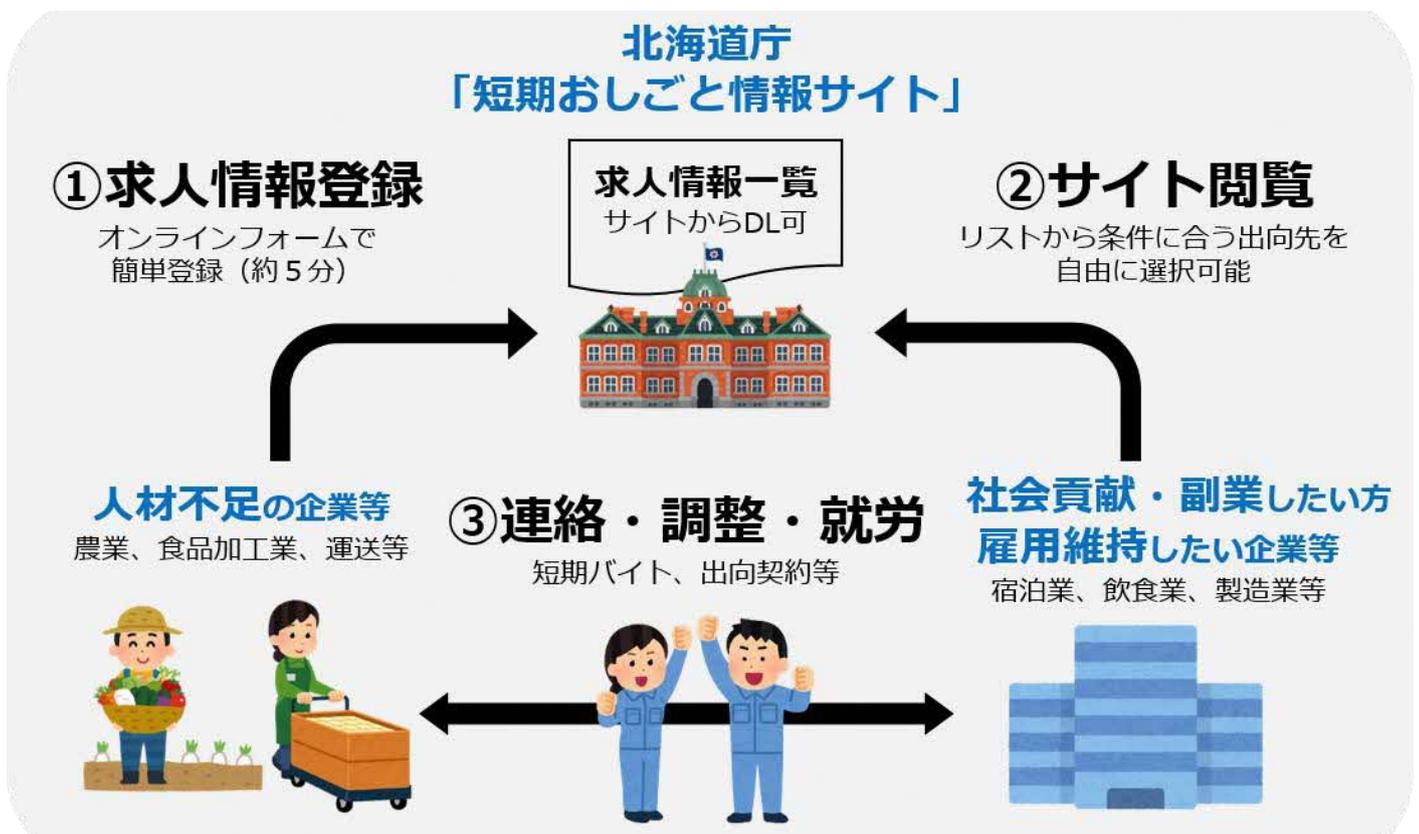
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



◆開設

令和2年4月23日

◆活用イメージ



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 5月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2021年5月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。



詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190

旭川校 HP



中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ (<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>) をご覧下さい。

No.4 中堅管理者研修・春
～ 管理者に求められる役割と意識改革・行動改革講座 ～

この研修では、新任管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得ることをねらいとし、その土台である意識・意欲と組織をまとめる力を向上させることを学び、また、これらを自社へと波及させていくための自身の行動計画を作成します。

◆この研修のポイント

1. 管理者、リーダーに求められる役割を「現場に即した行動」として学びます。
2. 管理者、リーダーとして経験を積む中で突き当たる壁を乗り越える方法を学びます。
3. 研修での学びを、自身の意識改革と行動改革に繋げることを目指します。

◆研修期間 5月10日(月)～12日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 有限会社石田コンサル タントオフィス 代表取締役 石田 邦雄 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000013vuu.html>

No.5 明日からできる！問題発見・解決力実践講座
～ 効果的な解決策を導き出す力を身につける ～

この研修では、こうした問題に正しく対応するため、論理的思考(ロジカルシンキング)、および、問題解決の流れと手法を学びます。そして事例演習・グループ演習を繰り返したうえで、自社課題解決への取り組み方を理解します。

◆この研修のポイント

1. 問題の本質のとらえ方と、解決策立案の進め方を学びます。
2. 論理的な思考法(ロジカルシンキング)を身につけます。
3. 演習で自社の問題発見・解決に取り組みます。

◆研修期間 5月17日(月)～19日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 株式会社キャラウイト 代表取締役 上岡 実弥子 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000013wv8.html>

No.6 経営に活かす！人材育成の進め方
～ 強い組織をつくりあげる「人材育成プラン」講座 ～

この研修では、中小企業が限られた人材を“戦力”に育てるための視点や手法を理解し、強い組織を作り上げるための人材育成の進め方について演習や事例を交えて学んだ上で、自社の人材育成プランの立案に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 人材育成の重要性をあらためて理解し、教育体系や教育フローを学びます。
2. 経営方針(経営戦略)と教育体系が密接に関連することを学びます。
3. 自社の人材育成プランが立案できるとともに、「事業内職業能力開発計画」作成のヒントが得られます。

◆研修期間 5月19日(水)～21日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 合同会社人材開発アカデミー 代表社員 笹森 光彦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000013wy4.html>

No.7 新任管理者研修・春
～ 「できる管理者」を目指す人のマネジメント基本講座 ～

この研修では、管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ(目標)を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 新任管理者、リーダーやその候補者に、最適の研修です。
2. 管理者に求められる幅広い知識を学び、数々の事例や演習を通じて理解を深めることで、明日からの業務に活かすことができます。
3. 管理者としての行動計画を作成することによって、自身の成長を促すことができます。

◆研修期間 5月24日(月)～27日(木) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 39,000円(税込)

◆講師 株式会社インテレッジ 代表取締役 高橋 正也 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000013xa4.html>

No.8 リスク管理の考え方・基本編(札幌キャンパス開催)
～ リスクの洗い出しから対応までのプロセスを学ぶ ～

この研修では、全社的なリスクマネジメントの必要性を理解した上で、自社のリスクを抽出・分析し、リスクマネジメントを実行するための体制づくりと、リスクマネジメントを実施するプロセスを学びます。

◆この研修のポイント

1. 企業活動におけるリスクマネジメントの必要性を基礎から学びます。
2. 演習を通じて、リスクコントロールのための考え方を実践的に学びます。
3. 自社のリスクの洗い出し、リスクの評価や分析を行います。

◆研修期間 5月26日(水)～27日(木) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社フォーサイトコンサルティング 代表取締役社長 浅野 睦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000013xjt.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2~5日間程度の期間で実施しています。

令和元年度に実施した能力開発セミナーでは、受講後に生産性向上等につながった旨の評価を多くの事業主からいただいており(満足度94.4%)、受講者の方々からも大変ご好評いただいています(受講満足度99.7%)。以下に5月~8月に実施予定の能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

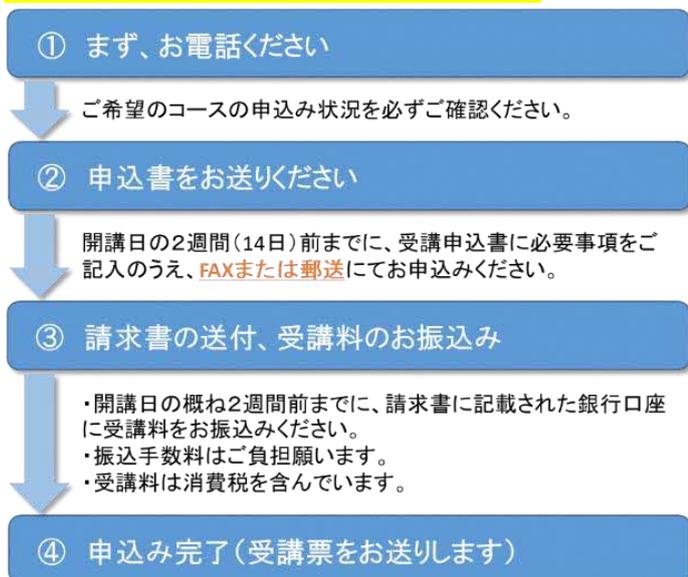
＜令和3年度能力開発セミナー開催予定(5月~8月) 受講申込受付中！！＞

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M008	旋盤加工技術	7/6-8(18H)	10	16,000
	1M003	3次元CADを活用したソリッドモデリング技術	7/8-9(12H)	20	9,000
	1H109	生産現場に活かす品質管理技法 (表計算ソフトによるQC7つ道具活用編)	7/15-16(12H)	10	8,000
	1M006	油圧実践技術	8/2-3(14H)	10	11,000
電気・電子	1D002	電気系保全実践技術(有接点シーケンス編)	5/24-26(18H)	10	12,000
	1D103	有接点シーケンス制御の実践技術	6/10-11(12H)	10	8,000
	1D003	一般用電気工作物の施工技術	セット受講推奨 7/3-4(12H)	10	13,000
	1D006	一般用電気工作物の施工技術(応用)		10	13,000
	1D004	低圧電気設備の保守点検技術	7/5-6(12H)	10	7,500
	1D005	シーケンス制御による電動機制御技術	7/8-9(12H)	10	8,000
	1D104	PLCプログラミング技術	7/8-9(12H)	10	9,000
	1D106	PLC制御の応用技術	8/5-6(12H)	10	9,000
	1D102	タブレット型端末を利用した通信システム構築	8/25-26(12H)	10	21,000
	1D105	PLCプログラミング技術	8/26-27(12H)	10	9,000
居住	1H103	トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術	6/10-11(12H)	10	12,500
	1H005	実践建築設計3次元CAD技術	6/10-11(12H)	10	7,000
	1H009	高齢者配慮住宅のリフォーム計画実践技術	6/23-24(12H)	10	7,000
	1H007	木造住宅における結露防止を考慮した断熱・気密設計法	7/15-16(12H)	10	7,000
	1H011	隅木・振垂木の施工実践技術	7/27-29(18H)	10	14,500

※実施場所は、すべてポリテクセンター北海道です。 ※詳細につきましては、**当センターホームページ**をご覧ください。

ポリテクセンター北海道 HP:<https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>

＜受講のお申込みから受講までの流れ＞



■ 受講取消(キャンセル)について
セミナー開講日の2週間前(土日祝日に当たる場合はその前日)までに、お知らせください。それ以降の取消(キャンセル)やご連絡がない場合は、受講料をご負担いただきます。

■ 受講のキャンセル待ちについて
受講のキャンセル待ちは、受講が可能となった時点で当センターからご連絡いたします。コース開始2日前までに連絡がない場合は、キャンセルが発生しなかったものとしてご了承ください。

■ コースの中止・延期について
お申込みが少数などの場合、コースを中止または延期させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。コース中止の場合、受講料は返金いたします。

ポリテクセンター北海道 (札幌)
TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830
〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

＜令和3年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付開始！！＞ ※1名から受講可能

番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)	実施場所
札3	ピボットテーブルを活用したデータ分析	6/25(6H)	15	2,200	札幌市内
札4	業務効率を向上させるワープロソフト活用	7/7(6H)	15	2,200	
札5	継続雇用者のキャリア形成と管理者の役割	7/30(6H)	20	3,300	
函1	テレワーク活用	6/16(6H)	15	3,300	函館
釧1	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用	6/30(6H)	15	2,200	釧路

オーダーメイドコースのご案内

企業のご要望(ニーズ、日程、場所、カリキュラム内容等)に合わせて、当センターのカリキュラムモデルをカスタマイズした「オーダーメイドコース」をご利用いただけます！

できちゃうんです！ その1

受講しやすい料金設定！
(2,200～6,600円(税込)/人)

※人材開発支援助成金の利用も可能
(条件を満たす場合)



できちゃうんです！ その2

自社の事情や社員の能力に
合わせてカリキュラムを設定！

※社内研修プログラム内に
組込むことも可能



できちゃうんです！ その3

自社の会議室で受講可能！
プロの講師がやってくる！



できちゃうんです！ その4

訓練コースの繰り返しや
ステップアップの設定が
可能！



※オーダーメイドコースの場合、受講者は「6名以上」から承ります。
複数の企業・団体(事業主団体、商工会など)合同開催も可能です。
※ご連絡をいただいてから実施までは、約2ヶ月程度必要となります。

お気軽に
ご相談ください！



【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958
＜機構のホームページURL＞ <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者(従業員)のより高い資格の取得や能力のレベルアップを考えている企業の皆様へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆北海道労働政策協定を踏まえ、平成28年1月28日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者により、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置し、相談対応や情報提供を行っています。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

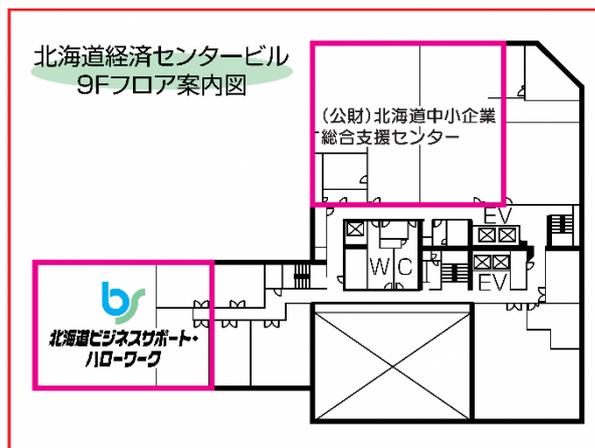
○助成金

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金(実施機関：北海道労働局)

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <http://www.jobcafe-h.jp/>

令和3年度 地域商業機能複合化推進事業
(地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業) の公募を開始しました【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小事業者のグループが、商店街等において、来街者の消費動向の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入を行い、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む実証事業を、地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助する、地域商業機能複合化推進事業の公募を開始しました

※地方公共団体が間接補助事業者(中小事業者等のグループ)向けに行う公募に関しては、所在地の地方公共団体に問い合わせください。

◆**対象者**

地方公共団体(都道府県及び市町村)

◆**対象事業**

消費動向等分析・テナントミックス構築事業(ソフト事業)

商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業。

【補助率】地方公共団体が間接補助事業者に交付する額の4/5

【上限額】400万円

※地方公共団体の長が間接補助事業者に交付する間接補助金の額は、間接補助対象経費の5/6以内とする。

商店街等新機能導入促進事業(ハード事業)

商店街等において、商店街等にはない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業。

【補助率】地方公共団体が間接補助事業者に交付する額の2/3

【上限額】4,000万円

※地方公共団体の長が間接補助事業者に交付する間接補助金の額は、間接補助対象経費の3/4以内とする。

◆**募集要領等(地方公共団体向け)**

募集要領、申請方法等、詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20210326/index.htm>

1次募集締切:2021年4月28日(水)17:00

2次募集予定:2021年6月上旬~7月上旬

◆**問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

**令和2年度 災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(令和2年度補正予算)の募集を開始しました【新規】**

(北海道経済産業局)

(一社)都市ガス振興センターでは、災害時における感染症対策として新たに開設された避難所等において、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンの導入に係る設計費や工事費、機器費等の一部を支援する補助金の募集を開始しました。

◆事業概要

【補助対象者】

家庭用需要を除く全業種(リース・エネルギーサービス等も対象)

【対象設備】

中圧ガス導管又は耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受け、災害で系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備(天然ガスコージェネレーションシステム(CGS)、及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン(GHP)等)

【対象施設】

以下のいずれかの施設に対象設備が設置されること

- コロナ禍を受けて、国や地方公共団体と新たに協定を締結した災害時に地域住民に空間等を提供する施設
- コロナ禍を受けて、災害時に新たに避難所等として活用されることとなった国や地方公共団体の防災計画指定の施設

【補助上限額・補助率】

供給方式	設置場所	補助率:CGS (補助金上限額)	補助率:GHP (補助金上限額)
中圧	指定区域※	1/2 (2.4 億円)	1/2 (1.05 億円)
	上記以外	1/3 (1.6 億円)	1/3 (0.7 億円)
低圧	全ての供給区域	1/3 (0.5 億円)	1/3 (0.7 億円)

※政府想定の地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等

◆公募要領等

公募要領等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/r3_1/index.html

公募締切:2021年5月7日(金)(消印有効)

◆申請・問い合わせ先

(一社)都市ガス振興センター 事業部 事業第一、第二グループ

TEL:03-6435-7692

FAX:03-3591-8110

北海道内で防災・災害備蓄品や資機材等を製造する事業者リストを作成しました【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、自治体等における防災・災害関係備蓄品等の道内調達率向上や防災関連事業者のビジネス拡大を通じて、地域の災害時対応力の強化(強靱化)や防災産業育成に繋げるため、感染症予防対策品も含めた防災・災害備蓄品や資機材等を製造する事業者リストを作成しました。

詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.hkd.meti.go.jp/hokss/bousai_list/index.htm

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail:hokkaido-somu@meti.go.jp

ZEB 普及促進パンフレットを作成しました
～ 北海道内の ZEB を紹介します ～ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進を目的に、今後、建替計画のある市町村や民間のビルオーナーの方が ZEB を検討する際の参考となるパンフレットを作成しました。

◆**掲載概要**

- 北海道内の ZEB の事例
- ZEB のメリット・コスト
- 設計スケジュール
- 支援制度

以下のウェブサイトからダウンロードできます

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20210323/index.htm>

◆**問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL:011-709-2311(内線 2639)

E-mail:hokkaido-energy@meti.go.jp

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「守ってね！最低賃金。」

北海道の最低賃金

◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用の範囲
北海道最低賃金	引き続き 時間額 861 元. 10. 3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 893 2. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	引き続き 時間額 967 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 895 2. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 889 2. 12. 2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援を行っております。
 - ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。
 - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。
北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

北海道新エネルギー導入加速化基金活用補助事業等を公募しています【更新】

(北海道)

道では、新エネルギーのさらなる導入加速化を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげるため、「北海道新エネルギー導入加速化基金」などにより、地域のエネルギーの地産地消の取組への支援を強化しています。

今年度の基金活用補助事業等について、次のとおり公募を開始しますので、ぜひ活用をご検討ください。

◆ 募集期間

令和3年(2021年)4月1日(木)～5月14日(金) [17時必着]

◆ 問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室 新エネルギー係
TEL:011-204-5319

◆ ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.htm>

◆ 事業メニュー

事業名	補助対象事業	補助対象者	補助率・補助上限
①エネルギー地産地消事業化モデル支援事業(新エネ有効活用モデル)	系統制約が生じている地域の新エネルギーの導入を促進するため、新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組に対し支援する。	・市町村 ・市町村と企業等との コンソーシアム	補助率:定額 (10/10以内) 上 限:1,000万円
②新エネルギー設計支援事業	将来的な新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査を支援する。	・市町村 ・市町村と企業等との コンソーシアム	補助率:1/2以内 上 限:500万円
③新エネルギー設備導入支援事業	地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備導入を支援する。	・市町村 ・市町村と企業等との コンソーシアム	補助率:1/2以内 上 限:5,000万円
④地熱井掘削支援事業	地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するための地熱井の掘削を支援する。	・市町村 ・市町村と企業等との コンソーシアム	補助率:2/3以内 上 限:5,000万円
⑤地域資源活用基盤整備支援事業	固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入の取組に対し、送電線等の整備に要する費用を支援する。(※収益からの補助金返還が条件。)	・企業等 ・市町村と企業等との コンソーシアム	補助率:1/2以内 上 限:1,000万円
⑥地域新エネルギー導入加速化調査支援事業	地域における新エネルギーの導入を拡大するため、市町村等が取り組む導入可能性調査を支援する。	・市町村 ・市町村と企業等との コンソーシアム	補助率:1/2以内 上 限:300万円
⑦地熱資源利用促進事業	地域における新エネルギーの導入を拡大するため、市町村等が取り組む発電・熱利用を目的とした地熱井等の調査を支援する。	・市町村 ・市町村と企業等との コンソーシアム	補助率:2/3以内 上 限:1,200万円

※各事業の詳細は、上記ホームページをご確認ください。